

医療保険・介護保険参事質問事項回答 (令和6年8月20日 参事会配布用)

修正が届きましたので、お目通しをお願いします。

	質問	回答	分類
6	上下顎に総義歯を同時に作製する場合、咬合採得時に上下それぞれに歯科技工士連携加算の算定ができるか。	算定不可。1回の算定となる。ただし、それぞれを咬合採得時と仮床試適時に別々に行った場合はそれぞれ算定可。	16歯冠